

指定難病等診断書オンライン化支援事業について

1 事業趣旨

厚生労働省では、難病・小児慢性特定疾病に係るデータベースをより活用しやすいものとし、治療研究を一層推進するため、臨床調査個人票及び医療意見書(以下「診断書」という。)のオンライン登録(インターネットを経由した登録)を進めています。

熊本市では、医療機関が診断書登録のオンライン化に対応するための院内システムの改修又はPC購入等に要する経費について、補助金を交付いたします。

2 事業概要

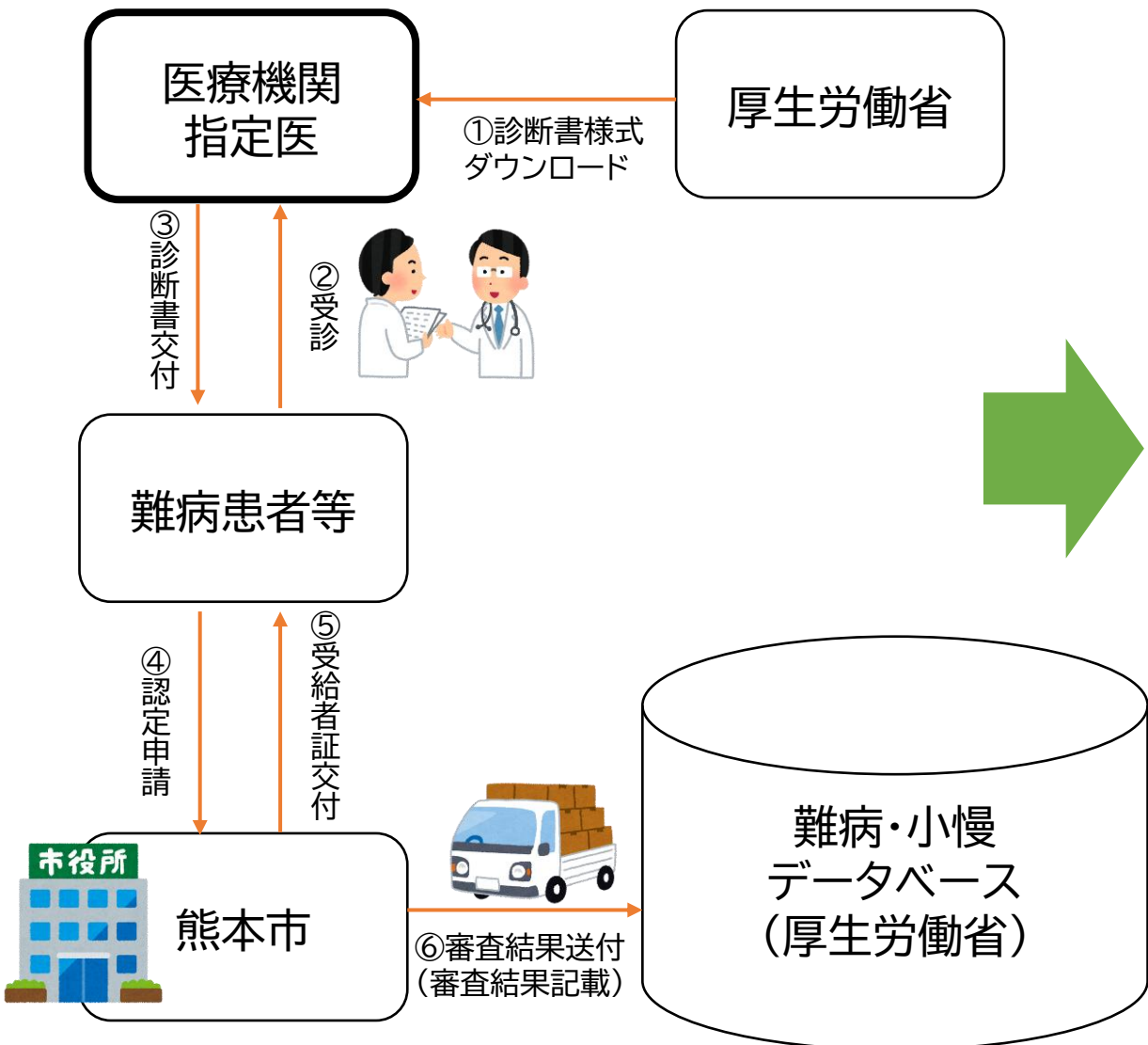
- | | |
|-----------|--|
| (1)対象医療機関 | 熊本市が指定する難病指定医又は小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関 |
| (2)補助対象内容 | 診断書のオンライン登録に対応するために必要となる経費(院内システム改修費、パソコン等購入に係る経費) |
| (3)補助額 | 上限5万円(基準額10万円、補助率1/2) |

3 オンライン化による指定医の負担軽減(例)

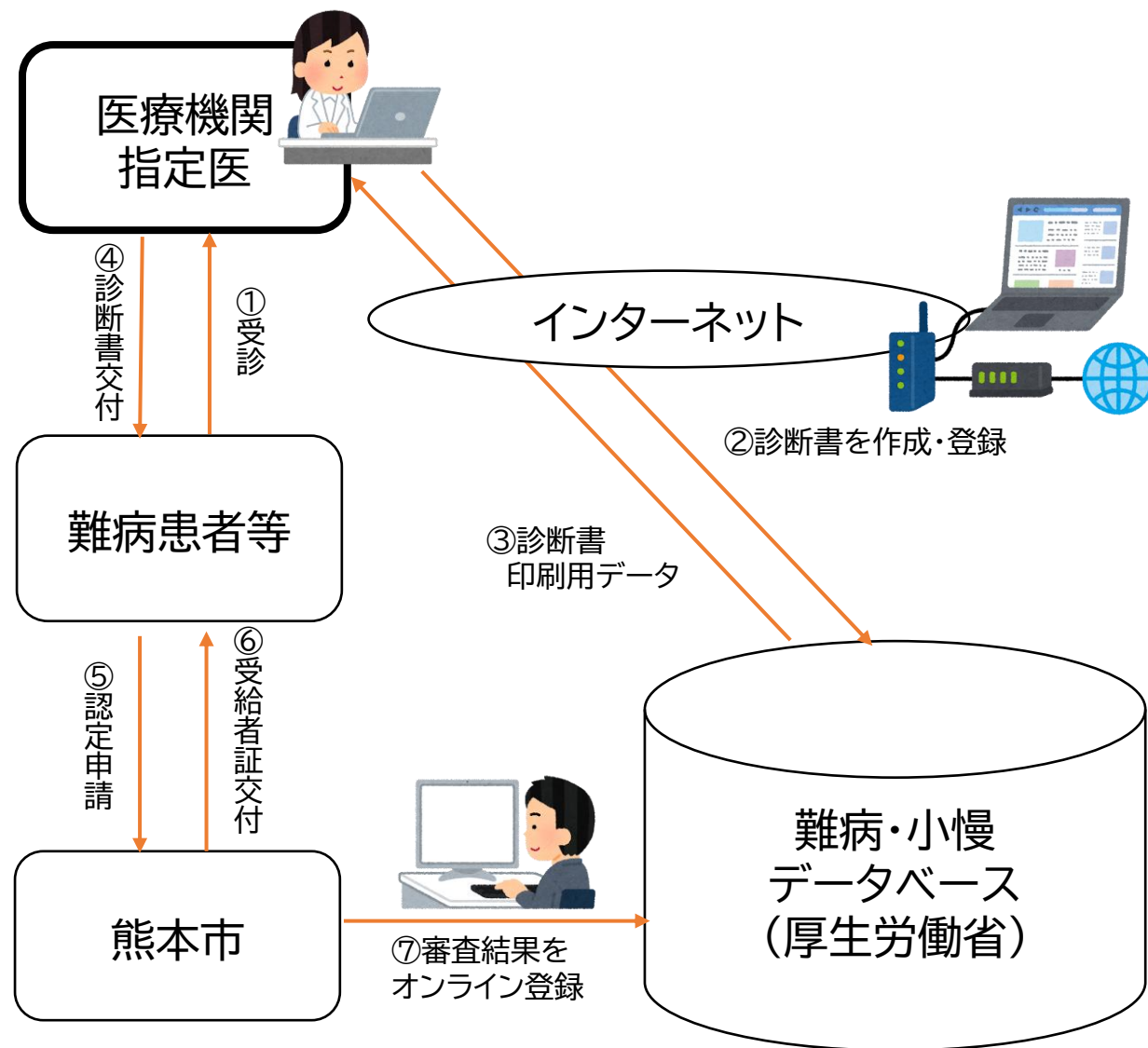
- | | |
|-----------------|--|
| ◆ 前回値踏襲機能 | 前年度以前のデータの再利用により、指定医の入力負荷が軽減されます。 |
| ◆ 医療クランク等との連携機能 | 医療クランク等による下書き、コメントを付与することが可能になり、指定医の入力負荷が軽減されます。 |
| ◆ チェック機能 | 診断書の作成時に入力内容がチェックされ、記載漏れ等が防止されます。 |
| ◆ 自動計算機能 | 手動で計算している合計値や指標等を、自動計算にすることで、指定医の計算に係る負荷が軽減されます。 |

難病・小児慢性特定疾病データベースシステムのイメージ図

オンライン登録でない場合



オンライン登録の場合



※詳しくは、熊本市ホームページ(熊本市HP>難病対策>指定医療機関・難病指定医(協力難病指定医)のみなさまへ>指定難病等診断書のオンライン化について)をご参照ください。